

11月18日(土)ふるさと対話集会

「柔道整復師の今と将来について」

衆議院議員・自由民主党厚生労働部会長

橋本 岳

柔道整復師の現状について

柔道整復師の現状

業 務 等

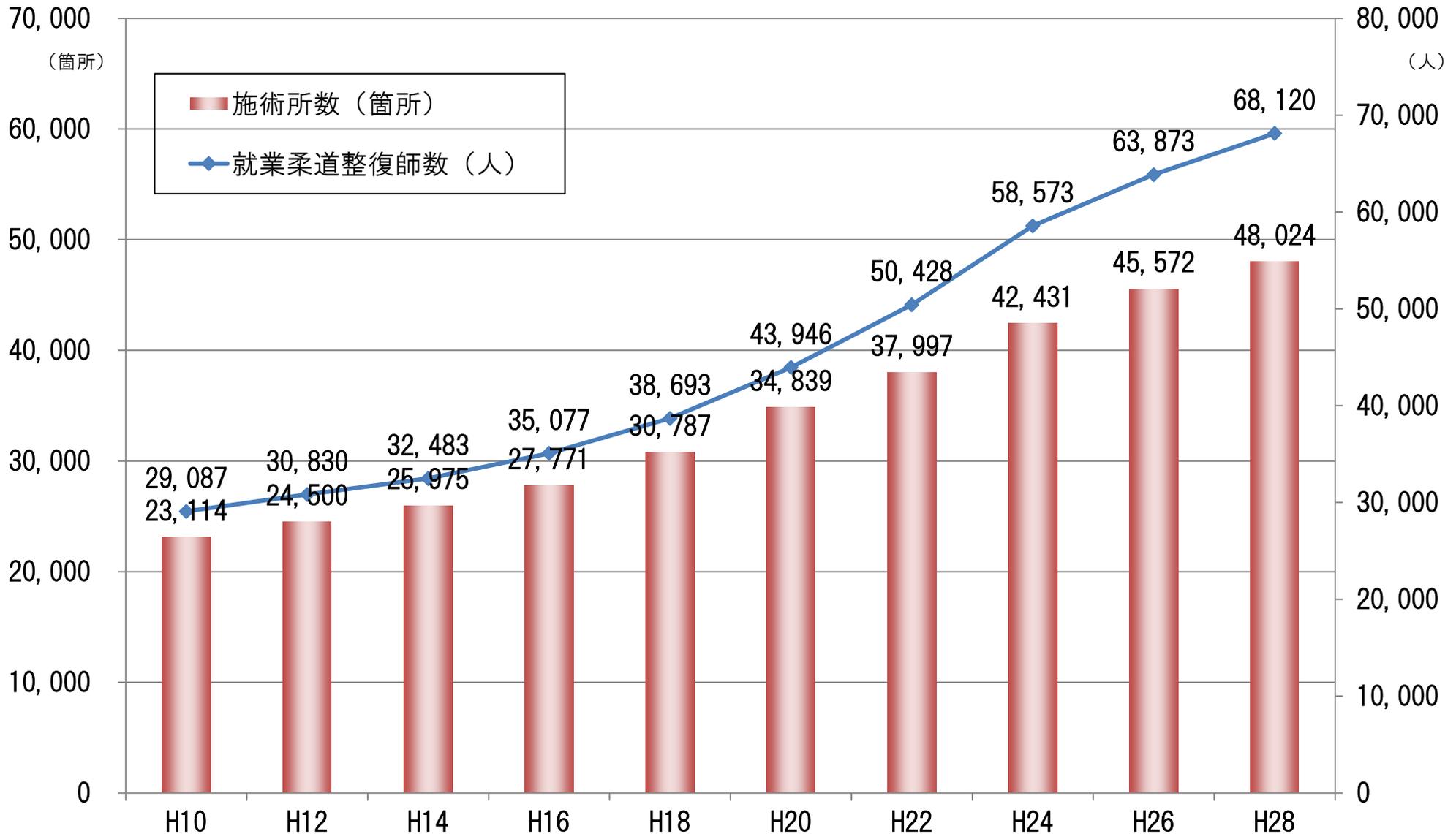
※柔道整復師法（昭和45年法律第19号）

- 「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。（法第2条）
- 柔道整復師の業務は、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対しその回復を図る施術を業として行うものである。
 - ※1 柔道整復師は外科手術及び薬品の投与を行うことを禁じられている。（法第16条）
 - ※2 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に施術するには、応急手当の場合を除き、医師の同意を得なければならない。（法第17条）
- 柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所を「施術所」という。（法第2条2項）

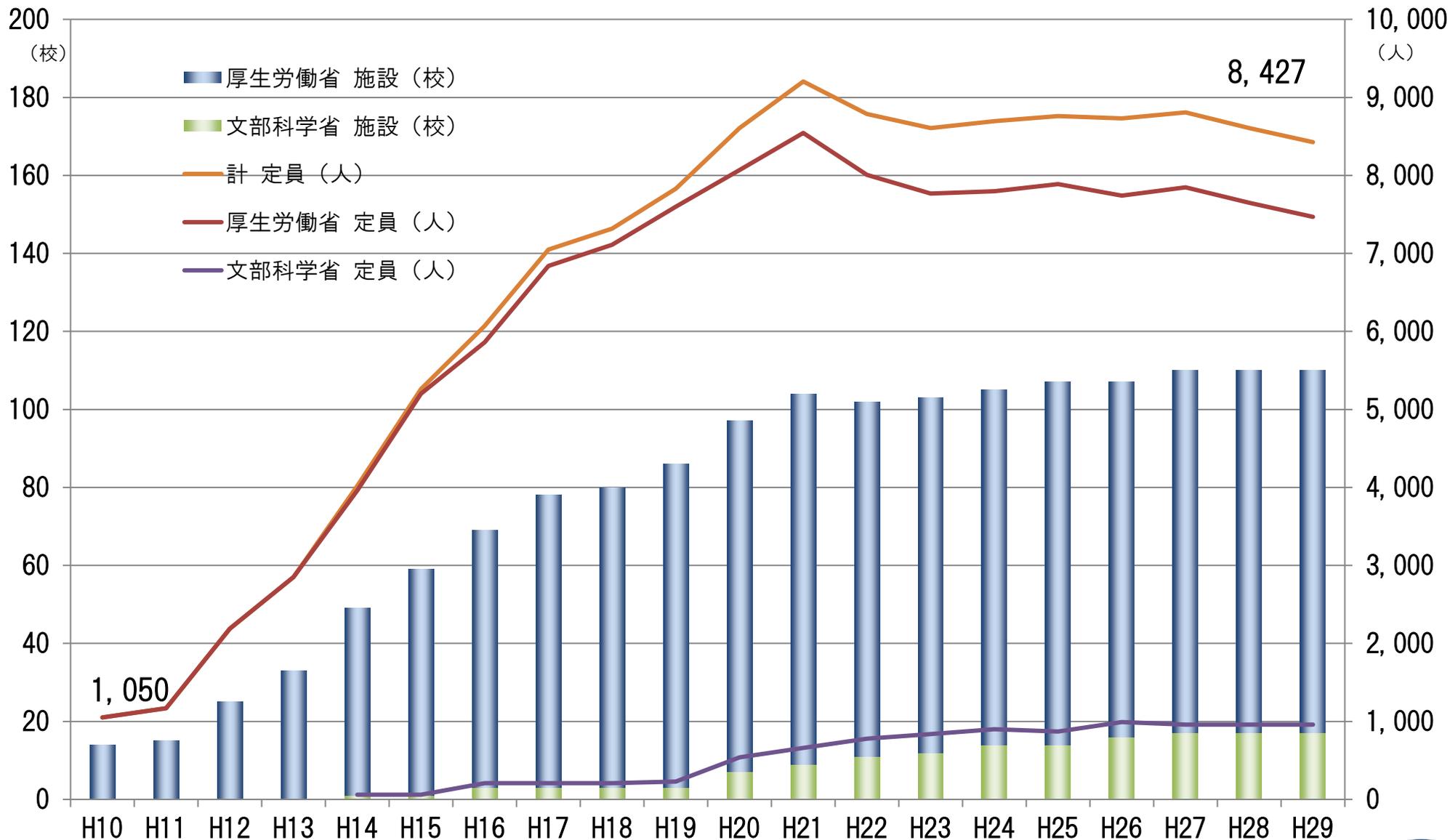
現 況

(1) 従事者数、施術所数（平成28年12月末現在）	従事者数	68,120人
	施術所数	48,024か所
(2) 学校養成施設数及び定員数（平成29年4月1日現在）	施設数	110か所
	定員数	8,427人
(3) 国家試験実施状況（平成29年3月実施）	受験者数	6,727人
	合格者数	4,274人
	合格率	63.5%

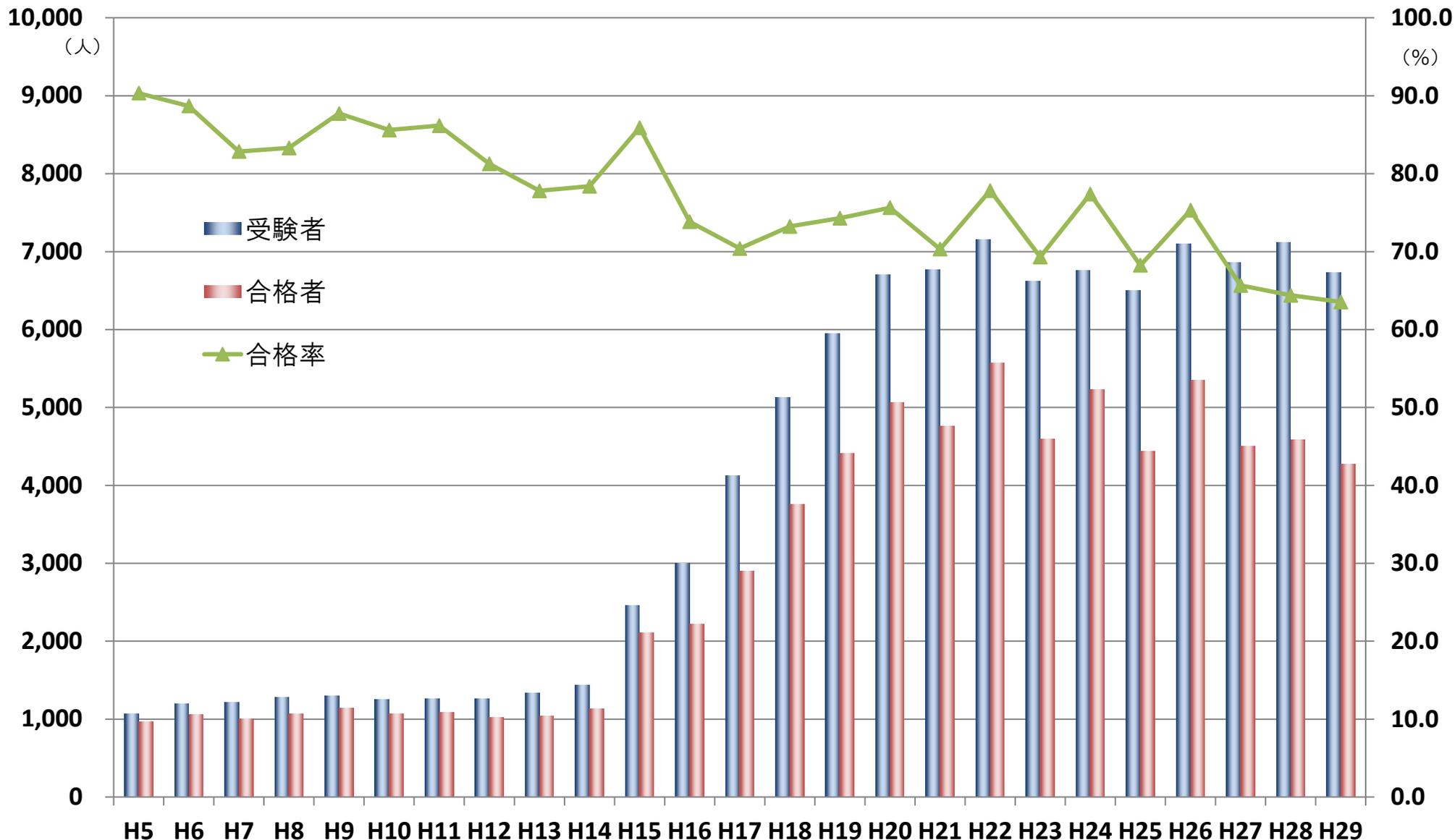
就業柔道整復師数・施術所数の推移



柔道整復師学校養成施設 施設数、定員数の推移



柔道整復師国家試験の実施状況



柔道整復療養費の推移

○ 柔道整復療養費は緩やかな増加傾向にあったが、平成24年度より減少に転じている。

(金額:億円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国民医療費	348,084	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071
対前年度伸び率	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%
治療用装具	336	350	387	396	406	405	421
対前年度伸び率	2.4%	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%
柔道整復	3,933	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825
対前年度伸び率	2.7%	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%
はり・きゆう	267	293	315	352	358	365	380
対前年度伸び率	8.1%	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%
マッサージ	374	459	516	560	610	637	670
対前年度伸び率	10.3%	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%

(注1) 平成21年度までは保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- ・平成20年度以前の日雇特例被保険者については、療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・平成21年度以前の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。
- ・平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

- ・平成21年度以前の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。

柔道整復師の今後について

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会

1. 目的

柔道整復師の学校養成施設のカリキュラム等については、平成12年以降、大きな改正を行っていないが、この間、柔道整復師学校養成施設数が増加する等、柔道整復師を取り巻く環境も変化し、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師の学校養成施設の指定基準等の見直しなど、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の検討を行う。

2. 検討内容

「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」の見直しについて

- (1) 総単位数の引上げについて
- (2) 最低履修時間数について
- (3) 臨床実習の在り方について
- (4) その他

3. 開催日

第1回	平成27年12月11日
第2回	平成28年2月22日
第3回	平成28年5月19日
第4回	平成28年7月7日
第5回	平成28年9月16日

柔道整復師学校養成施設指定規則等改正（概要）

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(1) 総単位数の引上げ

現行の85単位以上を99単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・臨床実習を1単位から4単位へ拡充
- ・柔道整復術の適応（医用画像の理解を含む）を4単位追加
- ・社会保障制度（保険の仕組み）、職業倫理などを追加

(2) 最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各単位の最小時間数を積み上げた場合1,530時間で単位取得が可能なことから、新たに最低履修時間数（2,750時間以上）を設定

※総単位数、最低履修時間数だけでなく、「各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましい」とする努力規定を追加

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習施設

現在、養成施設附属臨床実習施設に限られている臨床実習を単位数の拡充に併せ養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大

(2) 臨床実習施設の要件

臨床実習施設の拡大に伴い、要件等を新たに規定

[主な要件] ・5年以上の開業経験

- ・実習指導者：専任教員又は5年以上従事した後に臨床実習指導者講習会を修了した柔道整復師（講習会：16時間以上）
- ・過去1年間の平均受診者数が20名以上
- ・患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得る など

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員数

単位数の見直し等に伴い、専任教員数を5名から6名へ見直し

また、臨床実習施設の拡大に伴い、養成施設は専任の実習調整者を1名配置

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上に見直し

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定

(3) 専任教員（柔道整復師）の専門基礎分野の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等を見直し等を踏まえて教授範囲を見直し

4. その他について

(1) 通信教育等（放送大学等）の活用

基礎分野14単位のうち7単位を超えない範囲においては、通信教育等の活用が可能となるよう単位認定についての規定を追加

(2) 養成施設において備える必要がある備品等の見直し

基礎医学実習室の削除など現状にあわせて見直し

(3) 適用時期、経過措置について

・ 平成30年4月入学生から適用

・ 専任教員の経過措置は2年間

柔道整復療養費検討専門委員会について

○ 柔道整復療養費について、療養費料金改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方について検討を行うため、社会保障審議会 医療保険部会の下に柔道整復療養費検討専門委員会が設置されている。

- 専門委員の構成
 - ・ 座長・有識者（整形外科医等を含む）
 - ・ 保険者等の意見を反映する者
 - ・ 施術者の意見を反映する者
- 第4回（平成28年3月29日）：中・長期的な視点に立った療養費の在り方に係る検討を開始
- 第5回（平成28年5月13日）：論点を整理し、今後の進め方（案）を提示
- 第6回（平成28年7月7日）：論点と今後の進め方（案）について議論
- 第7回（平成28年8月30日）：議論の整理（案）と料金改定（案）を提示
平成28年9月23日：「議論の整理」をとりまとめ、10月1日からの料金改定の通知を发出
- 第8回（平成28年11月2日）：「議論の整理」で示されたそれぞれの事項について工程表を提示
- 第9回（平成29年1月18日）：「議論の整理」に係る検討（案）について議論
- 第10回（平成29年2月15日）：平成29年度に実施予定の項目、施術管理者の要件等について議論
- 第11回（平成29年3月21日）：「施術管理者の要件について（案）」等について議論
平成29年3月27日：「施術管理者の要件について」をとりまとめ

<議論の整理の主な内容>

- ・ 支給対象の明確化：支給の判断に迷う事例を収集・整理し公表
- ・ 審査の重点化：柔整審査会における統一的な判断基準の策定や施術所に対する調査権限の付与
- ・ 療養費詐取事件への対応：不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査
- ・ 施術管理者の要件強化：研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- ・ その他：往療料の在り方、電子請求の導入

※ 第3回までの療養費検討専門委員会においては、料金改定を中心に議論

第1回 平成24年10月19日、第2回 平成25年3月26日、第3回 平成26年3月18日

柔道整復療養費に関する議論の整理(H28.9.23)の主な内容

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 支給の審査において判断に迷う事例等を収集・整理した上で公表。
- 「亜急性」の文言については、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容(急性のものに準ずる)を踏まえた見直し。

2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- 柔整審査会において、統一的な基準を策定した上で、いわゆる「部位転がし」など不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を行う。
- 支給申請書に負傷原因の記載を1部位から求めるべきといった意見。一方で、負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見。
- 著しい長期・頻回事例における療養費の回数制限は、データを収集し、解析を進めた上で検討。

3. 療養費詐取事件等への対応強化

- 不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査。その上で、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用。
- 架空請求を防止するため、施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入。
- 問題のある患者について、償還払いしか認めないことについては、事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題。

4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 保険請求を行う施術管理者に対し、研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入。
この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討。
- 初検時相談支援料について、併せて見直し。

5. その他

- 同一建物の複数患者への往療については、「同一建物居住者」であるか否かによって判断。
- 施術所が事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受けた施術は、療養費支給の対象外。
- 電子請求の導入に向けて、モデル事業を実施。

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)

第8回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費
検討専門委員会(平成28年11月2日)の資料を基に作成

1. 平成28年10月1日から施行するもの

- ①同一建物の複数患者への往療の見直し

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

- ②「亜急性」の文言の見直し
- ③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表
- ④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定
- ⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み
- ⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み
- ⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み
- ⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする
- ⑨支給申請書様式の統一

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

- ⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- ⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更
- ⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

- ⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化
- ⑭不適正な広告の是正

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

- ⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集
- ⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

6. 引き続き検討するもの

- ⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること
- ⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

施術管理者の要件について(報告書概要)

〔現行〕

- 施術管理者になるには現在は要件がなく、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能。



〔見直し〕

- 新たに受領委任制度の施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を課す

(1) 実務経験

- 実務経験の期間については、段階実施の実施状況を踏まえつつ、最終的には3年とすることを軸に検討
- 平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年、その後の平成34年度、35年度は、実務経験を2年とする、段階実施について検討

(2) 研修の受講

- 研修の科目
 - (1) 職業倫理について
 - (2) 適切な保険請求
 - (3) 適切な施術所管理
 - (4) 安全な臨床
- 16時間以上・2日間程度で実施することを基本として検討

(3) 施行日

- 平成30年度から施行するよう検討

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会

○審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

保険者等 又は 柔整審査会

○患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

○不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。

※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。

【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

(参考) 施術所の要件

- 施術所は、厚生労働省令で定める構造設備基準に適合したものでなければならない。
(法第20条)
- 施術所の開設者は、施術所について、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。(法第20条2項)

【構造設備基準】(施行規則第18条)

- ① 6.6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- ② 3.3平方メートル以上の待合室を有すること。
- ③ 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に解放し得ること。
ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときは、この限りでない。
- ④ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

【衛生上必要な措置】(施行規則第19条)

- ① 常に清潔に保つこと。
- ② 採光、照明及び換気を十分にすること。

(参考) 広告の制限

- 柔道整復の業務又は施術所に関しては、柔道整復師法及び告示で定められた以下の事項を除き、広告をしてはならない。

【広告可能な事項】（法第24条）

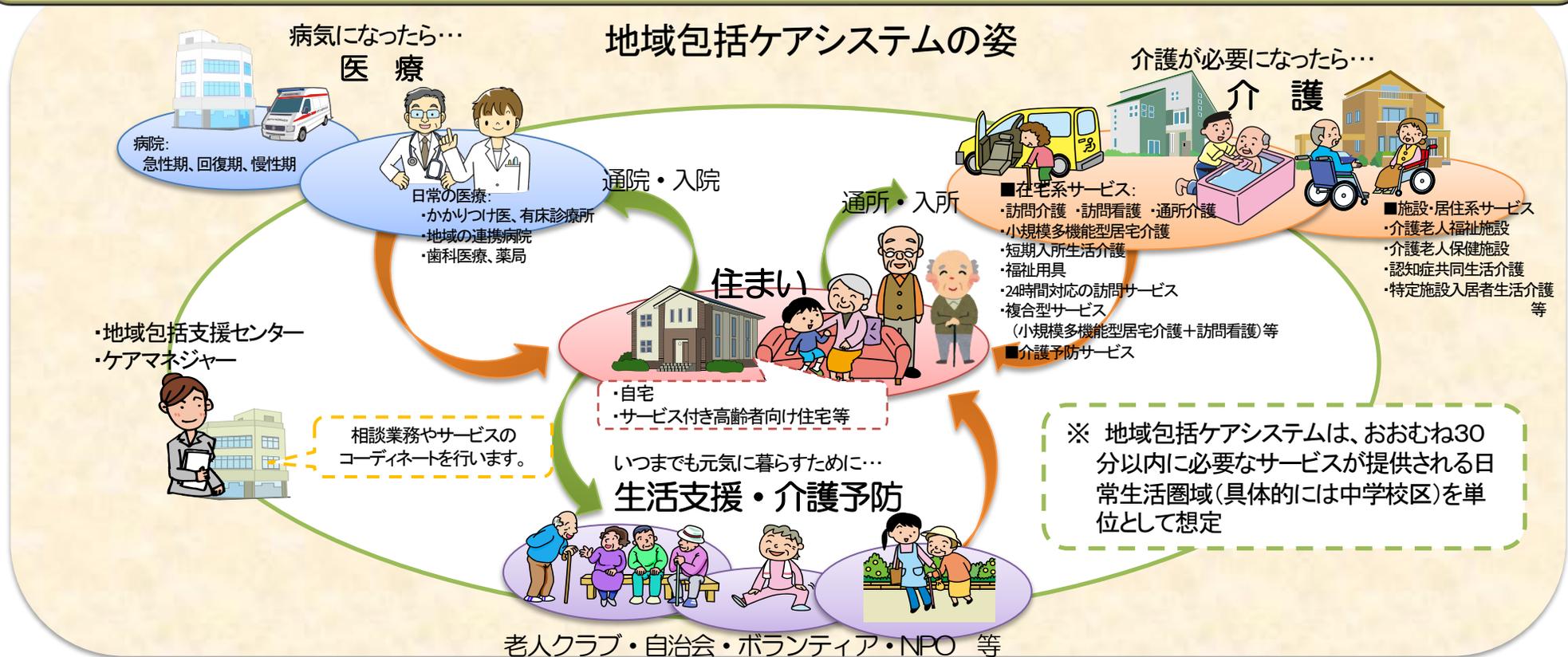
- ① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日又は施術時間
- ④ その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年告示第70号）
 - 一. ほねつぎ（又は接骨）
 - 二. 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
 - 三. 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼きゆう又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - 四. 予約に基づく施術の実施
 - 五. 休日又は夜間における施術の実施
 - 六. 出張による施術の実施
 - 七. 駐車設備に関する事項

- 上記の事項について広告する場合でも、その内容が、柔道整復師の技能や施術方法、経歴に関する事項にわたってはならない。（法第24条2項）

- この規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法第30条）

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



ご静聴ありがとうございました。